

あいち小児保健医療総合センター  
レストラン、職員食堂及び売店等営業業者選定評価基準

1 基本的な考え方

業者の選定に当たっては、あいち小児保健医療総合センターレストラン、職員食堂及び売店等営業業者選定（県有財産貸付）プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）2の趣旨をふまえ、あいち小児保健医療総合センター（以下「センター」という。）にとって最も適切な業者を選定するため、提案内容の合計得点が最も高い業者を第一交渉権者とする。

(1) 提案内容等の評価

提案内容等の評価は、要領9に基づき提出された書類等について、次の「2 提案内容の評価方法」に掲げる観点に基づき評価し、評価点を与えるものとする。

また、病院内に設置する「あいち小児保健医療総合センターレストラン、職員食堂及び売店等営業業者選定委員会」における適否評価の結果、否と判定された場合は、優先交渉者としなないことができるものとする。

2 提案内容の評価方法

(1) 評価項目の配点は以下のとおり。

	審査項目	審査基準	評価点	内訳	採点
1	実施体制、サービスに対する基本的考え方	① 利用者サービス向上についての具体的な提案	50	10	
		② メニュー及び品数の種類・価格		10	
		③ 注文・支払い方式		10	
		④ 営業日・営業時間		10	
		⑤ 個別項目		10	
2	実施体制 管理体制	① 実施体制、職種別、時間帯別配置人数	50	10	
		② 食材、調理の衛生管理		20	
		③ 施設、機器の衛生管理		20	
3	従業員の教育、研修	① 従業員の教育、研修実施状況	20	10	
		② 苦情に対する対応		10	
4	出店会社の信用度	① 経営状況	20	10	
		② レストラン、職員食堂、売店等の営業実績		10	
5	その他の提案	① その他の提案項目	40	40	
6	県有財産賃借料の提案額	(見積金額/最高見積金額) × 配点 20 点 (少数点以下第 1 位を四捨五入)	20	20	
	合計		200	200	

(2) 提案内容評価点の計算方法

委員による評価を行う。(1)であらかじめ設定した配点基準に基づき、審査項目1～6の総合得点を合計して、一番得点の高かった業者及び二番目に高かった業者を選定する。一番得点の高かった業者を第一交渉権者とする。